



青色だより

第 162 号

2025年(令和7年)11月1日

発行所 一般社団法人
大和青色申告会

事務局 大和市桜森 2-3-9
(クリオ相模大塚1F)
TEL 046(262)5111
FAX 046(262)5113

発行人 吉川 精一
編集人 山口 芳美

青色申告会とは どんな団体？



青色申告会は、青色申告者によって組織された健全な納税者団体であり、神奈川県には18の青色申告会があります。

一般社団法人大和青色申告会は、大和税務署管内（大和市、座間市、海老名市、綾瀬市）の青色申告者によって組織され、約4,800名の会員の中から選任された役員が無報酬で会運営にあたっております。

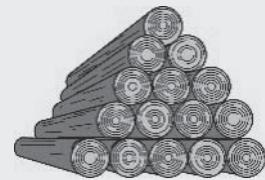
年会費21,000円で、記帳・決算の個別指導、金融斡旋のほか、研修旅行・生活習慣病健診・各種共済等の福利厚生事業もおこないつつ、公平で合理的な税制の確立を目指して活動しております。



事業所得



不動産所得



山林所得

申告方法は 白色 と 青色 の2つ があります

注目

青色申告承認申請を提出していない → 白色申告

青色申告承認申請を提出している → 青色申告

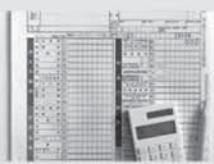
青色申告会へ加入（任意）

会員サービスのご紹介

- 記帳、決算の個別サポートが受けられる
(予約制、月に1度土曜日または日曜日に休日指導会を開催)
- 無料相談（税理士、弁護士、総合保険コンサル）が受けられる
- 青色申告会の会計ソフト（ブルーリターンA）の購入、サポートを受けられる
- 税務署類の提出代行（開廃業届、青色申告承認申請、給与支払事務所の開設届など）
- 当会でご登録いただいた減価償却資産について計算書を作成、送付します
- セミナー、研修会、研修旅行の開催
- 年に4回発行される会報誌などで税に関する情報などを発信
- 青色優待サービス（宿泊施設、遊園地など優待割引サービスがご利用できます）
- 生活習慣病の検診やPET-CTがんドックも優待割引で受けられます
- 小規模企業共済への加入手続きやその他格安な掛け金の共済や保険の斡旋
- 一人親方労災保険への加入サポート
- 日本政策金融公庫などの融資制度のご紹介



青色申告の主な特典



青色申告特別控除

青色申告者は、最高 10 万円の特別控除が適用できます。なお、事業所得者又は事業的規模の不動産所得者は、正規の簿記の原則に従った記帳をする等、一定の条件を満たせば最高 65 万円の特別控除が適用できます。

所得金額
(収入 - 売上原価・経費)

最高 10 万円の特別控除

簡易簿記

申請手続は、青色申告書による申告をしようとする年の 3 月 15 日までに！

最高 55 万円の特別控除

複式簿記

貸借対照表と損益計算書を確定申告書に添付して期限内に提出

最高 65 万円の特別控除

複式簿記

貸借対照表と損益計算書を確定申告書に添付して期限内に提出

所得金額が減らせると、所得税を減らせるだけでなく、住民税や国民健康保険税も減らせます

e - Tax による電子申告 または優良な電子帳簿保存

青色事業専従者給与

事前に届出書を提出していること、労務の対価として相当であると認められる金額であることの他、一定の要件を満たしていれば、家族従業員に対して支払った給料も必要経費にすることができます。



届出



所得金額

(収入 - 売上原価・経費)

給与

支払



※

※ 青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

届出手続は、青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の 3 月 15 日までに！

事業主の所得金額が減って節税に

純損失の繰越控除

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額が生じたときには、翌年以後 3 年間にわたって繰り越し、各年分の所得金額から控除します。

今年



損失 300 万円

プラス。1 年後

繰越前の所得金額
50 万円

損失を控除して
所得金額が
50 万円 → 0 円
損失の残額
300 万円 → 250 万円

繰越

プラス。2 年後

繰越前の所得金額
100 万円

損失を控除して
所得金額が
100 万円 → 0 円
損失の残額
250 万円 → 150 万円

繰越

プラス。3 年後

繰越前の所得金額
150 万円

損失を控除して
所得金額が
150 万円 → 0 円
損失の残額
150 万円 → 0 円

新規開業の人に
オススメ

この場合、3 年間で約 60 万円の節約
(所得税・住民税・国民健康保険税)



マイナンバーカードの有効期限の更新に関する大切なおしらせ



マイナンバーカードには、カード本体と搭載されている電子証明書の2つの有効期限があります



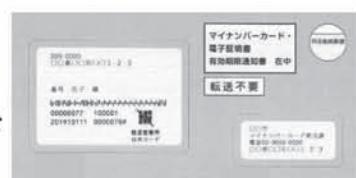
マイナンバーカードの有効期限 ▶ 発行から10回目の誕生日まで
電子証明書の有効期限 ▶ 発行から5回目の誕生日まで
※記載がない場合は、マイナポータルでご確認ください

※マイナンバーカード本体の有効期限が切れるのと同じタイミングで、カードに入っている電子証明書も有効期限が切れます。その際、カード本体の更新時に、一緒に手続することで電子証明書も更新されます。

マイナンバーカード本体と電子証明書で更新手続が異なります

有効期限の2~3ヶ月前に有効期限通知書(右図)が送付されます。
通知が来ていなくても有効期限の3ヶ月前から更新ができます。

通知書同封のパンフレットをご一読のうえ、余裕を持ってお早めに更新手続きをお願いします。



マイナンバーカードの更新手続

以下のいずれかの方法で、事前申請が必要です。

- オンライン(スマートフォン / パソコン)
- 証明写真機
- 郵送

電子証明書の更新手続

事前申請後、交付通知書が届きますので、市区町村窓口を訪れて新しいカードの交付を受けてください。

マイナンバーカードの有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用した国税に関する申告、申請・届出等のe-Tax手続やコンビニでの住民票等交付サービスの利用、マイナ保険証としての利用などができなくなります。確定申告期など、市区町村窓口の混雑が予想されますので、有効期限通知書が届いた方は、余裕をもってお早めに更新手続をしていただくようお願いします。

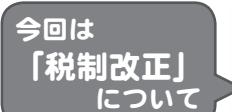
マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、お住まいの市区町村窓口にて更新手続をしてください。

更新の流れ





令和7年度税制改正で、基礎控除額の見直しや給与所得控除の見直しなど「103万円の壁」に関する改正が行われたそうですが、注意すべき点を教えてください。



① 基礎控除について、令和6年分以前の48万円から、58万円+一定の加算額に増額されました。

※合計所得金額が132万円以下の場合37万円、132万円超336万円以下の場合30万円、336万円超489万円以下の場合10万円、489万円超655万円の場合5万円が加算され、それぞれ95万円、88万円、68万円、63万円の基礎控除額となります。なお、この加算は居住者についてのみ適用され、合計所得金額が132万円超655万円以下の場合の加算は令和7、8年分に限っての措置となります。

② 給与所得控除について、最低保障額が10万円引き上げされました。(改正前) 給与収入が162万5千円以下の場合55万円から、(改正後) 給与収入が190万円以下の場合65万円に引き上げ。

③ 扶養親族等の所得要件の改正が行われ、扶養控除や配偶者控除の対象となる所得要件は、(改正前)48万円以下から(改正後)58万円以下に引き上げられました。

また、配偶者特別控除や勤労学生控除のほか家内労働者の特例について必要経費に算入する金額なども改正されるとともに、特定親族（居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人）特別控除が創設されました。

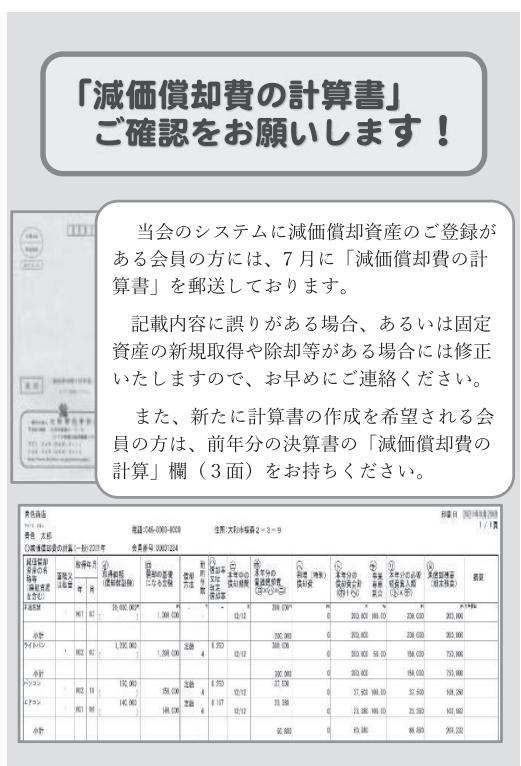
これらの改正により、本人に所得税が課される課税最低限の金額は、給与収入のみの場合の収入金額では（改正前）10.3万円から（改正後）16.0万円に引き上げられましたが、次の点などに注意が必要です。

【注意すべき点】

【注意すべき点】

- 扶養親族等の所得要件は（改正後）58万円以下（給与収入のみの場合の収入金額は123万円以下）です。
- 住民税の基礎控除は改正されていません。このほか社会保険の加入要件や勤務先の扶養手当などの支給要件など、所得税以外の点も確認する必要があります。

令和7年度税制改正の詳細は、2025年（令和7年）8月1日発行の青色たより第161号に掲載しています。



暑い中での炭火作業は体力的に大変ですが、毎年この時期が来るのを楽しみにしています。

焼き鳥がついたフランクフルトや焼き鳥・焼きそばを嬉しそうに受け取る子どもたちの笑顔を見る

と、疲れも吹き飛びます。

「毎年楽しみにしてるよ」と声をかけていただくこともあり、地

A black and white portrait of a middle-aged man with short dark hair and glasses, wearing a dark suit, white shirt, and patterned tie. He is looking directly at the camera with a slight smile. The portrait is set within a circular frame.



本郷・中河内支部
支部長
清田悟志



域に貢献できている実感が大きなやりがいにつながっています。また、準備から片付けまで一緒に汗を流す仲間との絆も年々深まり、町内会の一体感を感じられる貴重な機会です。

支部と会員数

(令和7年10月20日現在)

	支部数	会員数		支部数	会員数		会員数
大和北	13	762	農業	4	979	準会員A	101
大和南	16	797	歯科医師	2	16	準会員B	155
座間	14	755	税理士	1	59		
海老名	14	622	事務局		202		
綾瀬	9	449	正会員計		4,641	準会員計	256

これからも健康に気をつけながら、地域の伝統とつながりを守るために、微力ながら力を尽くしていきたいと思います。

青年部ニュース

行動から生まれる学びの価値

部長 下田 兼義

こんにちは青年部です。

10月半ばも過ぎ、猛暑の夏もひと段落となりました。

来年の夏もまた猛暑になるので

は?と思うと今から憂鬱です。

この時期は市や自治会がらみの

イベントが多くなります。

やお手伝いで忙しいことと思いま

す。

青年部も献血協力(10月15日)を行った後、ブルーリターンAの研修(11月22日)を予定しています。

女性部ニュース

お客様とともに

部員 佐藤 忠子

私にとって商売とは、生まれながらにして備わった資質なのかも知れないと思うときがあります。幼い頃は、母が田舎で小さな雑貨店を営んでおり、母に用事があるときは店番をしました。

中学生の頃は、先生を説得して購買部を作り、朝と昼と放課後に文具を売りました。

学校を卒業後は、カメラを製造する大企業に入社し、受付として上皇陛下をお迎えしました。上京後は百貨店に入社し、呉服売場に配属されました。呉服のことは何も知らない私が、母親くらいのお客様の相手をするのは本当に苦労しました。それでも不思議とお客様がついてくれましたし、満足していただけるよう私も

それ以外にも東京地区連青年部の一泊研修会や全青色青年部の研修会などもあり、毎年忙しい時期となっています。

どの研修も直接現地へ足を運び、多くの人と話したり、一緒に考えたりすることはとても意義のあることだと思います。

たくさんの意見を取り込み、多面的にとらえ、一つに見えていた多

ものがいろいろな形に見えるよう

になることが、事業にも役立つと

きがあります。

同じ内容を自宅の机の前に座つて勉強することもできますが、入つてくる情報量の多さは比べるまで

もありません。

多様化した現代を生き抜くため

にも自己啓発の一つとしていろいろな研修会に参加することは必要だと思います。

決して研修会後の懇親会が目当てではありません(笑)

青色シニアガード制度のご案内

当会が表彰

7月25日(金)に開催された一般社団法人神奈川県青色申告会連合会職員研修会において大和青色申告会は「青色シニアガード」制度の普及と推進に大きく貢献した

団体としてその功績を認められ、表彰を受けました。

「青色シニアガード」は、高齢の方々が安心して生活できるよう支援するための制度で、掛金は生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となり、所得控除を受けることができます。

加入資格は60歳から満75歳までの方で、保障期間は満85歳まで継続、性別に関係なく月額3千2百円という一律の掛金でご加入いただける点も大きな特徴です。

青色申告会とは43年の付き合いですが、10年くらい前に支部長をう店を置もうと思うのですが、お客様が来てくださる間は、健康のためにも頑張つてみようと思っています。

青色申告会とは43年の付き合いですが、10年くらい前に支部長を引き受けました。それまでは会報などを配付されても見ずにポイッと捨てていましたが、今では随分勉強させていただき、もっと早く知りたかったとつくづく思っています。

ですから、私はなるべく他の支部役員さんと逢うようにして、勉強会を開いたりしています。

他にも民生委員や老人会の役員も引き受けており、毎日フル回転で活動してきましたが、多くの友人や知人もできて、幸せに過ごしています。「若い時の苦労は買つてでもしろ、年を取つてから幸せなら人生最高」という諺がありますが、まさにそのとおりだと実感しています。

いざという時の備えとして、またご自身やご家族の安心のためにも、ぜひこの機会にご加入をご検討ください。



Point 1 医療保障に重点を置いた
シニアのための共済制度

Point 2 治療中や投薬中でも加入可能!!
ご加入しやすい簡単な健康告知

Point 3 満85歳まで保障
加入年齢は
満60歳~満75歳

Point 4 掛金は年齢・性別に関係なく
一律3,200円(月額)

一般社団法人 神奈川県青色申告会連合会
引渡し共済団体 神奈川県医療共済組合 中小企業共済組合



今年度第1回目の支部長会議が10月1日（水）、サニープレイス座間に於いて理事及び支部長等41名の出席のもと開催されました。

会議では大原総務委員長より令和7年度收支状況、会費未納者への対応、支部長会議の開催、役員研修会の開催、社団化30周年記念式典の開催、会館修繕、輪転機部品の製造終了、休日指導会の開催、会の法人税申告等、税務署の人事異動、第31回通常総会収支決算について報告されました。

次いで山口組織委員長より青色コーナーの結果と今後の対応、夏期会員増強特別運動、会勢拡大の有効的な方策、準会員（会費未収納者の状況）、広報について報告されました。

次いで竹内厚生委員長より第31回会員大会の総括、役員一泊勉強会について、グッドワインによる報告されました。

次いで松尾税制委員長より会員指導、記帳専門指導員の増強、e-Taxへの対応、「税を考える週間」行事、減価償却計算書の作成と配布、記帳支援サービス、租税教室の開催について報告されました。

津田啓二署長を迎えて、「税とシステム～よもやま話～」と題し、長年にわたり情報システム分野に携わってきた現場人生を振り返りながら約1時間の講話が行われました。

津田署長は昭和63年に東京国税局に採用されて以来、国税庁や東京国税局で要職を歴任し、税務行政の情報化に大きく貢献してきました。

次いで山口組織委員長より青色コーナーの結果と今後の対応、夏期会員増強特別運動、会勢拡大の有効的な方策、準会員（会費未収納者の状況）、広報について報告されました。

各委員会から理事会決定事項の報告

支部長会議開催

入会3名～夏期会員増強特別運動

会勢拡大のための特別運動が7月11日から8月10日まで実施され、皆さんのご協力により3名の方が入会されました。

【大和北地区】 2名
【綾瀬地区】 1名



税とシステム～よもやま話～

大和税務署長が講話

役研会

無料保険相談・セミナーの開催、令和7年度全青色共済等手数料報告、令和7年度小規模企業共済獲得実績・手数料報告、生活習慣病健診、P-E-T-C-Tがんドック手数料報告、神奈川県国民年金基金パンフレット配布について報告されました。

青年部、女性部からの報告、支部と会員数、県下青色申告会の現況、令和8年度税制改正要意見について報告されました。

青年部、女性部からの報告、支部と会員数、県下青色申告会の現況、令和8年度税制改正要意見について報告されました。

事務局からのお知らせ

◆下記の日程につきましては、**業務時間に変更がございます。**会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

●令和7年12月 4日(木) 指導員研修
業務時間 13:00～17:30

●令和7年12月26日(金) 仕事納め
業務時間 8:45～17:30

※年始は1月5日(月)から業務いたします。

●令和8年 1月14日(水) 支部長会議 他
業務時間 8:45～11:00

●令和8年 1月16日(金) 指導員研修
業務時間 13:00～17:30

●令和8年 1月19日(月) 事務局レイアウト変更
業務時間 8:45～12:00

平成以降は少子高齢化に伴う社会保障財源確保のため消費税率の引き上げが進み、法人税も国際競争に不慣れな職員を指導したK-SK導入研修での苦労、システム障害対応での「もぐらたたき」、NISAシステム開発の成功、インボイス制度システム導入時の糾余曲折など、実務の裏側を交えたエピソードを披露しました。

また、自身の経験として、IC-Tに不慣れな職員を指導したK-SK導入研修での苦労、システム障害対応での「もぐらたたき」、NISAシステム開発の成功、インボイス制度システム導入時の糾余曲折など、実務の裏側を交えたエピソードを披露しました。



最後に津田署長は、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」を展望しました。国税庁は「税務行政の将来像について、昭和41年のADPシステム導入から始まり、平成13年に全国展開が完了したKSK（国税総合管理）システム、平成16年の電子申告e-Tax導入、そして平成18年以降のオープンシステム化による経費削減の取組までを紹介しました。

また、自身の経験として、IC-Tに不慣れな職員を指導したK-SK導入研修での苦労、システム障害対応での「もぐらたたき」、NISAシステム開発の成功、インボイス制度システム導入時の糾余曲折など、実務の裏側を交えたエピソードを披露しました。